

(別表) 処遇改善臨時特例交付金 スケジュール

交付申請 (事業者→県)	交付決定 (県→事業者)	県から事業者への 支払日(予定)	支払対象の サービス提供月	サービス提供月の 補助額の通知 (国保連→事業者)
4月15日(月)まで	6月上旬頃(予定)	6月28日(金)	2月	6月
			3月	
			4月	
		9月30日(月)	5月	7月
			過誤分	8月
			過誤分	9月

\*国保連合会から各月の交付額の通知が6月から9月まで毎月なされますが、交付金の支払いは6月と9月の2回となります。

(2~4月サービス提供分を6月に、5月サービス提供分と過誤調整分(最大2か月間対応)を9月にお支払いします)